

第2章 華東地域(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省)

2024年、華東地域(上海市、江蘇省、浙江省)の域内総生産(GRP)は2兆8,066億元(全国のGDP134兆9,084億元の20.8%を占める)となった。省市別に見ると、上海市の実質GRP成長率は5.0%、江蘇省は5.8%、浙江省は5.5%となった。2省・市の第三次産業のGRP全体に占める割合は第一次産業、第二次産業と比べて高く、上海は78.2%、江蘇省は53.0%、浙江省は58.5%となり、第三次産業が半分以上を占めた。2024年における華東地域の対内直接投資実行額は520億ドルとなり、地域別では、上海市は176億ドル、江蘇省は191億ドル、浙江省153億ドルとなった。貿易総額では、上海市、江蘇省、浙江省はそれぞれ前年比1.3%増、7.0%増、7.4%増となった。

1. 上海市

上海市の経済動向

2024年の上海市のGRPは前年比5.0%増の5兆3,927億元(全国のGDPの4.0%を占める)となり、成長率は全国(5.0%)と横ばい。産業別に見ると、第一次産業は前年比0.9%減の99.70億元で、第二次産業は2.4%増の1兆1,638億元、第三次産業は5.7%増の4兆2,189億元となった。第三次産業のGRP全体に占める割合は前年比3ポイント高く78.2%となり、引き続き経済成長を牽引している。固定資産投資の伸び率は4.8%増で、全国の伸び率(3.1%増)を上回った。また、社会消費品小売総額は3.1%減で、全国の伸び率(3.5%増)を下回った。不動産投資は2.8%増で、全国の伸び率(10.6%減)を大きく上回った。貿易総額は1.3%増の4兆2,681億元で、そのうち、輸入額は1.0%減の2兆4,505億元で、輸出額は4.6%増の1兆8,176億元だった。上海市の対内直接投資実行額は177億ドルで、中国全体(1,162億ドル)の15.2%を占めた。伸び率は前年比26.6%減で全国の平均伸び率(28.8%減)を上回った(表)。

表：上海市の経済動向(2024年)

項目	金額	伸び率(%)
GRP(域内総生産)(億元)	53,927	5.0
第1次産業(億元)	100	△0.9
第2次産業(億元)	11,638	2.4
第3次産業(億元)	42,189	5.7
工業生産付加価値額(一定規模以上、億元)	39,442	0.7
固定資産投資額(億元)	-	4.8
インフラ投資額(億元)	-	2.3
不動産開発投資額(億元)	-	2.8
社会消費品小売総額(億元)	17,940	△3.1
貿易総額(億元)	42,681	1.3
輸入額(億元)	24,505	△1.0
輸出額(億元)	18,176	4.6
対内直接投資	-	-
実行ベース(億ドル)	177	△26.6
消費者物価指数(CPI)	-	0.2
都市住民1人あたり可処分所得(元)	93,095	4.0

出所：上海市統計局

上海市の対内直接投資実行額の上位3位の業界には、2024年は賃貸業およびビジネスサービス業、小売業、科学研究および技術サービス業などがあり、実行額はそれぞれ71億8,300万ドル、32億8,200万ドル、26億500万ドルとなり、上海市全体の74%を占めた。

2024年の上海市の輸出額は前年比4.6%増の1兆8,176億元で、主要国・地域別にみると、EU向け輸出が3,003億元(前年比3.2%減)で最も多く、続いて米国向け輸出が2,773億元(前年比0.1%減)、香港への輸出が1,709億元(前年比13.8%増)、日本への輸出が1,237億元(前年比13.6%減)の順番であった。

2024年に上海市に新たに投資した外国企業数は5,956社で、前年比1.0%減となった。対内直接投資実行額は176億7,300万ドルで、前年比26.6%減となった。

2024年には多国籍企業の地域本部60社、外資研究開発センター30社を新たに認定し、累計ベースでは地域本部1,016社、外資研究開発センター591社を認定している。

<地方政府との交流の状況>

上海市政府とは、上海日本商工クラブ事業環境委員会を取りまとめている「上海市のビジネス環境に向けた建議」をもとに、対話を続けている。副市長が出席するハイレベルな円卓会議から、事務レベルでの対面での会議(分科会)を通じて、意思疎通や解決を図るよう今まで発展してきている。日系企業による各政府部門への要望活動は

中国各地で行われているが、一問一答式で書面回答が得られることはほぼなく、上海市政府の真摯な姿勢と併せ、価値ある取り組みとなっている。

① 華源副市長円卓会議

- ・開催日：2024年4月11日
- ・中国側参加者：華源副市長、関係部局
- ・日本側参加者：日系企業4社、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所
- ・交流内容：日系企業の要望等に関し、関係部局から回答。

② 副市長円卓会議

- ・開催日：2024年8月7日
- ・中国側参加者：華源副市長、関係部局
- ・外国側参加者：日系企業4社、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所
- ・交流内容：上海市より大規模施設更新の施策について紹介の後、一問一答方式で交流。

③ 副市長円卓会議

- ・開催日：2024年10月18日
- ・中国側参加者：華源副市長、上海市発展改革委員会、上海市商務委員会、上海市経済信息化委員会、上海市公安局等
- ・外国側参加者：外資系企業120社、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所
- ・交流内容：上海市より直近の重点政策について紹介の後、一問一答方式で交流。

④ 2024年上海市应急管理局と各国外資系企業との座談会

- ・開催日：2024年11月14日
- ・中国側参加者：上海市应急管理局長他
- ・外国側参加者：外資企業120名程度が参加（うち、日系企業5社）、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所
- ・交流内容：上海市应急管理局より外資化学系企業向けの施策などについて紹介の後、一問一答方式で交流。

⑤ 上海市商務委員会副主任との面会

- ・開催日：2024年11月28日
- ・中国側参加者：上海市商務委員会副主任他
- ・日本側参加者：在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所
- ・交流内容：2024年建議書（61項目）の手交、日系企業の課題に対し、引き続き解決に向けて取り組んでいただくよう上海市に要望。

<建議>

※下記内容は、2024年10月17日の上海日本商工クラブ理事会での承認を得て、2024年11月28日に上海市に提出したものです（中国を訪問する日本人への短期ビザ免除措置の再開は、2024年11月22日に決定）。

1. 人的交流

① ビザ免除の回復等、渡航の容易化

2023年12月以降、フランス、ドイツ、イタリア、マレーシア等多くの国に対し短期滞在のビザなし渡航を認めている。しかしながら、コロナ禍前まで認められていた日本はいまだ認められていない。急な出張が無理となり、日本人の訪中に対する心理的ハードルが高くなっており、投資促進、ビジネスの円滑な運営に対する影響は大きい。短期のビザ免除の渡航の再開等の渡航の迅速化・簡素化を要望する。日中間の人の往来が安全・安心な形で増えるようさらなる措置の検討を促したい。

② 邦人の滞在に係る安全確保

2024年6月に蘇州、9月に深圳において日本人学校の関係者が襲われる事案が発生し、亡くなられた方が発生していることに、上海の邦人社会でも不安が広がっている。中国の関係者には事件の背景を含めた詳細情報を明らかにすることを求めるとともに、上海市におかれても、邦人の滞在に係る安全確保への対応を要望する。

③ トランジットビザによる滞在可能範囲の拡大

144時間トランジットビザ免除による入国窓口が追加され、滞在できる地域の範囲も拡大されていることには感謝する。しかしながら、上海市から入国した場合、滞在可能範囲は上海市、江蘇省、浙江省に限られている。近年中国国内の交通機関が整備され高速での移動が可能となってきたことから、国家移民管理局に対し、滞在可能範囲の拡大検討の働きかけを要望する。

④ Mビザ申請手続の簡素化

現在のMビザ申請書への記載項目は多くその準備に時間を要している。そこで以下項目などの簡略化の検討を要望する。

【3.2】近5年工作経歴

【四】教育背景

【五】家庭情况

⑤ 外国人工作許可証申請における年齢点数の改善

日本では60歳を超えると能力があってもその人材は給与体系を下げて再雇用される場合が多い。この有能な人材を中国で活用（駐在）するため外国人工作許可証を申請すると、給料を高

くしない限りB類の工作許可でさえ下りない。このような規制のもとでは有能な高齢人材の中国での活用が難しい。高齢の人材の派遣、活用がスムーズにいくよう、外国人工作許可証の項目にある年齢点数の改善を要望する。

⑥ 「単一窓口」の拡充と就労手続の簡素化、迅速化

工作証および居留許可手続に関して、一部の行政区で実現している取得期間の短縮、「単一窓口」での行政サービス（工作証および居留許可証の申請〔所謂、両証并弁〕）のさらなる拡充、合わせて上海市内での別の事業会社への移籍手続の簡素化などの就労手続全般の簡素化、迅速化を要望する。

⑦ 人的交流イベントの増加

上海市政府主催の「人的交流」イベントをさらに増やすよう要望する。

2. 情報の透明性

⑧ 企業支援策の統一的な情報提供

中央および地方政府は、産業振興のための各種の企業支援制度が設定されており、外資系企業も対象となっていることは大変ありがたいものである。しかし、複数の行政部門がそれぞれ制度を定めているため、支援策の把握が難しく認識できない事例が多く発生している。できれば統一的に上海市、各行政区の企業支援制度が一覧できるような情報提供を要望したい。

⑨ 税務・財務・経理等にかかわる法・政令の情報提供

税務・財務・経理等にかかわる法・政令の制定や変更に関する情報提供が一律に行われていないため、変化点に気付かず対応していることがあることから、日系企業を含む外資系企業にも都度情報提供をいただける仕組みの構築を要望する。

⑩ 税務政策に関するコンサルサービス

上海市のより良い投資環境形成を実現するために、これから上海への投資を考えている外資系企業が、現地税政策を事前にヒアリング・調査できる税務局窓口の設置を要望する。

⑪ 工商関連手続の透明化

2023年頃から工商関連手続（会社登記手続および特殊ライセンス関連手続等）において、電子署名、電子営業ライセンスの機能が導入されていると認識している。この機能について、具体的な申請手続、申請範囲や使用方法について、紹介資料（説明資料）の作成を要望する。また、外商投資企業の駐在員も理解できるよう、英語版・日本語版等も作成いただくと、なお有難い。

⑫ 連続的・継続的な統計・調査データの発表

国家統計局等の発表データについて、突然算

出根拠が変更されることが散見される（例：16～24歳の都市部調査失業率）。統計・調査データをより実態に即したものにするための根拠変更の必要性は理解できるが、データの連続性・継続性は重要であり、算出根拠を変更する場合は可能な限り過去にさかのぼって既存のデータを改訂するなどの対応を要望する。

3. 公平な競争環境

⑬ 政府調達：病院への参入障壁の軽減

病院への海外製品販売規制の軽減をお願いしたい。特に一部の公立病院では、病院が購入する設備は海外製品割合制限や5名以上の医師による推薦書がないと海外製品が購入できない制限がある。患者の多様な選択肢を提供し、中国における産業品質の向上を図るために海外製品の参入障壁軽減を要望する。

4. 環境規制

⑭ 環境情報開示に関するガイダンスについて

グリーン金融推進に向けた企業の情報開示制度の枠組みの検討について、従前より取り組んでいただいているように、国際基準との整合性、平仄を重視した継続的な取り組みを要望する。

⑮ 温室効果ガス排出量の可視化の推進

中国国内の温室効果ガス排出に対する規制の動きに対して、現時点ではインセンティブが弱く純粋なコスト増となるため可視化が進みにくい。特に、脱炭素施策の前提となる排出量可視化は、コスト増に加え温室効果ガスを多く排出していることが明確化してしまう等のデメリットもあり非常に普及しづらい状況にある。

まずは炭素の可視化のインセンティブ強化策として、①温室効果ガス排出量可視化に対する補助金支給等の支援制度の強化②温室効果ガス排出量算出に関する情報（排出原単位に関する情報等）の外国語での提供の検討を要望する。

⑯ 新規化学物質監査改善

新規化学物質環境登記管理弁法（生態環境部令第12号）が施行され、登記の実績がある企業に対して管理状況の現場監査が実施されている。この現場監査は毎年受けている企業とそうでない企業に別れており監査の選定基準が明確でない。

監査内容は毎回同じで、管理上の問題を指摘されない企業は多く、加えて、監査当日は1日待機状態となることもあり、企業にとって毎年の現場監査は負担となっている。

そこで、

- (1) 現場監査の目的および対象企業の選定基準の明確化

(2) 監査方法の緩和(例えば前年の監査で指摘事項が無かった企業や登記実績の更新のない企業に対しては翌年は現場監査ではなく報告書提出とする)について検討を要望する。

⑰ 脱プラスチック規制に対する意見聴取と検討

プラスチック規制の検討に当たっては、企業のヒアリングを行い、経済や事業活動への影響も勘案しながら慎重に進めるよう要望する。

5. 安全規制

⑱ 医療機器に対するGB規格適用申請

2023年5月1日に施行されたGB 9706.1-2020「医療用電気機器第1部:基本安全と基本性能の共通要求」は、医療機器許可製品に対して類別区分(一類/二類/三類)により、施行日から2年または3年以内に適合変更認可を取得する事を規定している。しかしながらGB規格変更における電気関連医療機器は商品数も多く、特に輸入品医療機器に関しては検査機関も限定的であり、検査開始までに相当の時間を要する状況となっている。現状、NMPAが認証している海外の認証検査機関もないことから、暫定的に海外認証検査機関の緩和拡大、または、5年に1度の通常更新申請時にGB規格適用項目の同時申請などを要望する。

⑲ 脆弱性情報の標準化

中国国内提供の脆弱性情報の精度向上と情報の標準化を要望する。

⑳ 耐圧容器の耐用年数更新許可の緩和

「固定式圧力容器安全技術監察規程(TSG21-2016)」にて日常保守管理されている耐圧容器の耐用年数更新が認められない場合はその理由を明確にし、制度利用を円滑に行えるよう要望する。耐圧容器の耐用年数が明確に定められていないため、上海市から市場監督総局へ定義を明確にするよう働きかけを要望する。

6. 貿易

㉑ ゲルマニウム、ガリウムの輸出許可承認

輸出規制対象品ゲルマニウム、ガリウムの早期輸出許可承認を要望する。

㉒ HSコードの判定統一化、書面判定意見取得手続の簡素化

貿易通関の利便性向上、および企業の正しい通関申告と関税納付を実現するため、通関時のHSコード判定について、各税関の判定基準の統一化、ならびに税関に対するHSコード書面判定意見取得手続の簡素化を要望する。

㉓ 少量危険物の倉庫管理に関する法整備

「危険化学物品倉庫儲存通則(GB15603-

2022)」には少量危険物(例外数量与有限数量危険貨物)に関する言及がなく、少量危険物の一般倉庫での保管に関する法整備、明文化を要望する。

7. 金融

㉔ クロスボーダー担保の対象拡大

域外保証・域内貸付に関して、債権者の対象は域内登記・経営する非金融機関まで広げることが要望する。

㉕ 融資租賃会社(ファイナンスリース会社)に対する省をまたぐ営業規制導入の中止

2021年12月31日、中国人民銀行が公布した「地方金融監督管理条例(草案意見募集稿)」のうち、条例第11条「地方金融組織(の中のファイナンスリース会社)は地元サービスの原則を堅持し、地方金融監督管理部門が承認した区域範囲内で業務を経営し、原則として省級行政区域をまたいで業務を展開してはならない」という規定案について、日系リース会社経営への悪影響回避、日系企業に対する良好な設備投資環境の保障、日系機械設備メーカーに対する販売促進、手段制限になることから、第11条の削除につき中国人民銀行との交渉を要望する。

㉖ 投資性会社の投資原資調達が多様化(M&Aローンの利用)

外商投資性会社の域内ローンを活用した域内投資ができるよう、商務部、外貨管理局の「外商投資性会社に関する管理措置のいっそうの改善についての通知(关于进一步完善外商投資性公司有關管理措施的通知)商資函2011年1078号」の緩和を要望する。

㉗ 債券先物市場へのアクセス解禁

外資銀行・海外投資家が債券先物市場へ参入するための具体的要件・基準の開示を要望する。

㉘ 大口リスクエクスポージャー規制・カントリーエクスポージャー規制の緩和

グループ会社向けの大リスクエクスポージャー規制・カントリーエクスポージャー規制の緩和を要望する。

㉙ 投資性会社の投資原資調達が多様化(中国国内の預現金の充当)

中国人民銀行の「貸出通則」や国家金融監督管理局の委託貸付諸規定における借入による国内投資への制限見直しを要望する。

㉚ 外資保険会社の業務範囲拡大

外資損害保険会社がサービスを総合的に行い、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合の

アジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、「外資保険会社管理条例」第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。

③ 外資合併損保会社におけるパートナーの出資比率制限の緩和

「保険会社持分管理弁法（保険公司股權管理弁法）」の2018年3月改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上限（1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3）が厳格化された。一方で外資合併損保会社におけるパートナー（中国の非保険会社）の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす（株主ガバナンス、財務能力、合併目的等）外資損保会社の場合、外資損保会社におけるパートナーの出資比率に関しては、上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2（程度）まで緩和することを要望する。

③ 統括保険証券発行制度の規制緩和

同一グループに属する別法人に対し、中国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすることで、大手グローバル企業グループによる中国への投資をさらに促進させるべく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法人から同一グループに属する法人に拡大するよう要望する。また、大企業顧客への総合的なリスクコントロールサービスを可能にするため、大規模商業物件の引受対象種目を企業物件に必要な「全種目」に拡大するよう要望する。外資系損害保険会社の許認可取得地域外での損害保険の引き受けは、大規模商業物件（投資総額1億5,000万元超且つ企業の保険料総額が40万元超の物件）に限定されているが、本規制が実施されて約20年となり、今日的な情勢を踏まえて当物件の限度額引き下げも要望する。

③ 企業グループ内を含めた企業間の転貸

2015年8月6日付「最高人民法院關於審理民間借貸案件適用法律若干問題的規定」で企業間の金銭貸借が認められたにもかかわらず、人民銀行「貸款通則」には人民銀行から許可を取得した金融機関のみが貸付業務を可能とする条文（21条）が残るため、企業グループ内を含めた企業間の転貸ができない状況にある。この転貸禁止ルールを廃止して、グループ企業間の直接貸付を認めることを要望する。また、2020年9月9日の金融分科会で外管局より「今回の質問は企業グループ内の転貸に限るから、持ち帰って人民銀行調査本部に反映し、優先的に考慮していただけるか検討する。」の発言に対して、進展と新たな政策動向があれば、随時情報共有を要望する。もし一般企業間の貸付が対象外な

のであれば、その旨の明確化を要望する。

8. 税務

③ 企業所得税に関する納税調整

公正価値で測定し、その変動額を当期損益に計上する未決済デリバティブ取引による損益については、税務処理上は一時的差異とする調整事項ではなく、会計認識時期と整合させた上、当期損益として税前算入できるよう要望する。

③ 連結納税制度の導入

諸外国で導入されている連結納税制度（Tax consolidation/ combined reporting）の中国への導入を要望する。なお、連結納税制度とは親会社と同一視する一定の子会社集団を含めて企業集団全体を一つの「課税単位」とみなし課税する制度であり、日欧米等の先進国では既にこの連結納税制度を導入済みである。こうした中、在中国企業に対して企業組織に係る法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、導入を要望する。2020～2021年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連するものである旨理解をしているが、企業にとっては重要な論点であり、引き続き関係当局への働き掛けを要望する。

③ グループファイナンスにおける財政補助制度の検討

多国籍企業がグループ資金を集中運営する所謂グループファイナンスにおいて、通常はマスター会社が外部から資金を調達し、グループ内企業へ転貸する形で資金提供を行うが、現状、クロスボーダーでの調達資金について転貸金利の全額に増徴税が課される。しかし、他の国際金融センターではクロスボーダーの金利収入を非課税とするケースもある。そのため、グループ内企業はオフショア市場調達が有利となる場合があり、多国籍企業にとっては、上海においてこの部分の増徴税コストがクロスボーダーグループファイナンスを拡大する際のネックとなる。この点について、増徴税の控除、税の減免、還付による財政補助等により、上海における多国籍企業のさらなる競争力の強化について検討を要望する。2021年建議の回答により国家税収制度に関するものとの回答があり、内容については理解しているが、引き続き国家税務総局への働き掛けを要望する。

③ 過小資本税制における関連会社への転貸規程の見直しと明文化

過小資本税制において、企業は関連会社からの借入がその純資産の2倍（金融会社は5倍）を上回る部分を損金処理できない場合があり、グループファイナンス拡大の妨げになっている。

この係数（関連会社からの借入÷純資産）を計算する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるよう、税務当局に対し、規程の見直しおよび明確な通達の形の明文化を要望する。

2倍を超えても損金処理できる条件として、独立取引原則を証明できる資料である【特殊事項文書】の提出が必要だが、書類が煩雑な上、各地税務当局の取り扱いも若干違うところがあるため、都度各地税務当局と確認の上、資料を準備する必要があり、非常に時間と手間がかかる。

【対応案】

- 1、グループファイナンスで資金運用をしている企業集団に対して、その係数（関連会社からの借入÷純資産）を計算する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるよう、規程の見直しおよび明確な通達の形での明文化を要望する。他の金融センター所在国では国外からの借入を過小資本税制の対象とするケースはあるが、中国では国内借入（グループファイナンスを通じた預託を含む）も対象に含み厳しい制度となっている。
- 2、上記1が対応できない場合は、独立取引原則を証明するための手続と必要書類の簡素化を要望する。2021年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連するものである旨理解をしているが、引き続き関係当局への働き掛けを要望する。

③⑧ 繰越欠損金の期限延長

税務上の繰越欠損金について、現状のルールでは繰越年限は5年となっているが、この繰越期限をさらに長く設定していただきたい。繰越欠損金の繰越期間が5年と言うのは国際的に見ても最低水準にとどまっておらず、繰越期間を無制限としている国も多い。中国企業としても企業組織に係る法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、延長を要望する。2020～2021年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連するものである旨理解をしているが、企業にとっては重要な論点であり引き続き関係当局への働き掛けを要望する。

③⑨ 外国籍人員の免税優遇措置

外国籍人員が適用可能な個人所得税の免税措置について、従来、2023年末に廃止となっていたが、追加の通達により2027年末まで継続適用されることとなり、感謝している。当該措置が廃止されると、住宅手当、言語訓練費、子女教育が課税処理されることになり、外国籍人員の個

人所得税が大幅増になることが見込まれる。上海市には外国籍人員を多く抱える企業が多数あるため、予見性を持って安定的に事業活動を行う上でも、当該措置の無期限延長を要望する。

④⑩ 高鉄における領収書発行の利便性向上

2023年の回答により外国人永久居留身分証を取得した外国籍の旅客は自動券売機で領収書を発行することができることを再認識しているが、永住権の無い、在留邦人（出張者、旅行者など含む）に対するパスポートでの自動発券機による領収書（発票）を発行できることを要望する。

9. 通信

④⑪ 通信事業の参入規制緩和

2023年に続き、基礎电信业务および付加価値电信业务（特にPaaS, IaaS, ISP, IDC, CDNを始めとした事業）への参入に関する外資規制（合弁会社に限定された参入形態、最低資本金等）に関して、早期の包括的な規制撤廃に向けて、上海市が中央に対して影響力を行使することを引き続き要望する。

PaaS, IaaS関連業務はじめ、サービスの影響度が低いものは規制緩和するようリスクベースのアプローチ等についても検討を要望するとともに、2024年度特定地域における付加価値电信业务（*）への参入における外資出資比率の規制緩和策（**）が公表される中、工業と情報化部への実行可能な手順の早期公開、ならびに判断基準の明確化を要望する

また、上海市が新たな実施案の策定や規制緩和を計画する際に日系企業との意見交換や説明会の実施を要望する。

- （*） 1 インターネットデータセンター（IDC）、
2 コンテンツ配信ネットワーク（CDN）、
3 インターネットサービスプロバイダー（ISP）、4 オンラインのデータ処理・取引処理、5 情報サービスの情報配信プラットフォームや、配信サービス（インターネットニュース情報、インターネット経由による出版、インターネット経由での視聴、インターネットコンテンツ経営を除く）、6 情報保護、処理サービスなどを対象とした業務

- （**） 2024年4月10日公表、「付加価値电信业务の対外開放拡大の試行事業の実施に関する布告」（工信部通信函〔2024〕107号）

10. 会社運営

④⑫ データ三法における再申請サイクルおよび申請者要件の緩和

データ三法に基づく等級保護申請を対応してい

る。グループ会社で同様のシステムを利用しているが、各現地法人所在地での申請が必要。また、2年に1度の申請が必要であり、多くの現法がある集団においては、かなりの負担となる。再申請サイクルの長期化に加え、同一システムについては、一法人のみの申請対応とするなどの緩和策を要望する。

④③ 企業の自主的判断での決算期設定

現在グローバルベースでIFRSへの移行が潮流となっているが、本社連結決算対応の効率化から、中国の法定による12月決算のみではなく企業の自主的判断で決算期を変更できるよう様に要望する。企業の利益管理、決算処理の効率化・管理コストダウンにつながり、投資促進のハードルが下がると考えられる。

④④ 立替給与の外貨送金範囲の拡大

企業の多様な雇用と派遣形態に合わせた外貨送金範囲の拡大を要望する。

④⑤ 立替金決済の規制緩和

外貨管理局の規定により、「外国籍スタッフの給料、福利厚生費用、出張費用」以外の国外事業者への実費立替え請求が認められていない。一定金額未満の運賃などの諸費用についても、立替えとして処理できるよう要望する。

④⑥ 浦東新区重点企業人材賃貸補助金制度の制限緩和

浦東新区重点企業人材賃貸補助金（浦東新区重点企業人才租房補貼）制度には感謝している。優秀な研究開発人材を確保するため、制度の継続および申請人数の上限緩和などの利用拡大を要望する。

④⑦ 中国現法の海外事業展開

中国法人の香港分公司であっても、他国の香港分公司と同じように営業行為などの事業活動（売上計上など）ができ、中国現地法人にて連結で会計決算でき、中国統括会社として効率的な事業運営ができるようになることを要望する。

④⑧ 同業競争回避規定の緩和

2018年4月10日より施行されている「保険会社持分管理法」30条2項により、「投資者、その関連先および一致行動者は、保険会社のコントロール類株主と戦略類株主になる場合、合計2社を上回ってはならない」と定められ、同時に同条第3項により、保険会社が業務のイノベーションまたは専門業務化経営により保険会社を投資により設立する場合には、第2項の制限を受けないと規定された。この規定によって同業競争回避の制限が緩和されたといえるが、外資系企業が中国において2社を超える保険機構を同時に経営する（出資を含む）形態を展開して

いくうえで、保険会社として事業計画を立てにくいため、本規定のさらなる緩和を要望する。

④⑨ 法人登記変更手続

事業環境の変化を受けた会社機構再編および拠点立地の見直し（行政区を跨ぐ移転）に際して従前から改善が見られるが、より柔軟且つ簡易な運用（上海市内行政区間移転での特例適用等）および法人の登記内容変更に関する手続の簡素化・見える化を要望する。

11.上海市の政策

⑤⑨ 電子申請アプリの外国人対応改善

上海市への各種申請のための随申請アプリやWechat/アリペイミニプログラムが導入され手続の電子申請化が推進され利便性が向上しており、外国人もその恩恵を受けることができ感謝している。しかしながら、一部のアプリやミニプログラムにおいては外国人の登録ができず、外国人向けの操作説明や問い合わせチャット対応が中国語のみのため操作し難いものも見られる。外国人にも手軽に操作できるように整備を要望する。

⑤⑩ 大型自動二輪車ナンバープレートの新規発行

上海市での大型自動二輪車ナンバープレートの新規発行の再開を要望する。

⑤⑪ 大型自動二輪車ナンバープレート of 法人名義登録

上海市での大型自動二輪車ナンバープレート of 法人名義登録の承認を要望する。

12. 食品

⑤⑫ 震災後の食品輸入の再開

福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、引き続き日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲の規制となるように見直すよう、国家関係部門への働きかけを要望する。

⑤⑬ 農産物輸入規制の緩和

乳製品、肉類、野菜・果物等の青果物等の輸入規制について、引き続き日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき早期の緩和措置を検討するよう、国家関係部門へ働きかけを要望する。

13.化粧品

⑤⑭ 通関検査の統一化

本年《海関進出口化粧品検査監督管理弁法（征求意见稿）》の発布など、化粧品監督管理条例との整合性を図り、化粧品の管理利便性の向上に取り組んでいただいていることに感謝している。

一方で化粧品監督管理条例や化粧品安全技術

規範など、化粧品品質管理を規定した法律を遵守した化粧品申請を基本とする企業にとっては、通関時の成分検査と化粧品関連条例との試験法の差異など、品質管理が複雑化、煩雑化することを懸念している。

そのため、化粧品品質管理全般について、化粧品監督管理条例を参照して統一することを要望する。

⑤6 化粧品新原料登録の促進

新原料開発を促進できるよう、国際ガイドラインを柔軟に受け入れた運用、および官民対話のメカニズムの拡大を要望する。

2023年は「化粧品新原料沟通交流工作机制(試行)(化粧品新材料に関する意思疎通・交流メカニズム)」なども発行され、企業側との交流メカニズムをさらに構築したことに大変感謝している。一方、一般原料であっても、備案完了するまでに膨大な時間や試験費用を要している実態もあり、また審査要件の確認に関しては上記メカニズムを通しても活用範囲が限定的であることから、継続して国際ガイドラインの柔軟な受け入れ、届出後の審査段階技術交流等の交流メカニズムの範囲拡大に関する建議を中央に提出することを要望する。

⑤7 化粧品備案制度に対する企業意見を取り入れた運用緩和

上海市では全国に先駆けて企業要望を汲み取った通告(Ex.食薬監弁薬化管〔2017〕72号、沪薬監通告〔2022〕9号)を発布していたであり、さまざまな場面で企業は救われてきた。2025年は化粧品安全評価の完全版提出が義務化されるが、現在の中国化粧品規制は世界に先駆けた取組になっており、厳格に対応することは非常に困難であるため、実運用上の課題が残る中で強硬に運用することを避けるべく、官民の技術交流および勉強会の開催、各種ガイドラインのQ&Aの発布など、企業が継続的に事業展開を図られるよう、地方措置の適応を提案することを要望する。

⑤8 電子ラベルの先行運用

電子ラベルに関しては本年海南省島内免税での取り組みが始まり、上海市でも同時に調査の開始など、具体的な取り組みを始めており、非常に感謝している。一方、法改正は既に動いており、企業は特に小型製品やサンプルで現物ラベル貼の対応を余儀なくされており、外包装の審美性やサンプル品の過剰包装など、市場展開においてコスト高となり苦慮している。世界の最先端の化粧品産業を発信していく上で、海南省と同様に先行的に取組むことにより、さまざまな課題抽出が可能となり、また実例を元に中央提案も検討可能と想定する。

⑤9 化粧品業界発展に向けた取組の推進

上海市では世界各国で取り組んでいるカーボンニュートラルの流れをいち早く取り入れ、サステナビリティに対する企業や消費者意識の向上に取り組んでおり、中国化粧品産業の革新的な発展、化粧品分野における新しいモデルの産業形態の育成に尽力してことを感謝している。一方、持続可能な取組について規制化等の強制力をもつ展開をされると、既存品の流通や新製品の開発に対して過剰な制限になる懸念もあることから、企業側との対話を含めたガイドラインの運用や十分な猶予期間の設定等、各企業が事業継続を続けられる対応を要望する。

14. 地域性外国商会

⑥0 商工クラブの合法的權益の明確化

「一国一商会」制度の見直しを要望する。法律面で地域制外国商会の地位をさらに明確にし、肯定することは、企業誘致に積極的な影響を与えるに違いない。加えて、近年、市民政局の登録更新に関する手続や提出書類が複雑化しているため、毎年更新の時期が近づくと不要な事務的作業が増え、他の通常業務の遅延などの影響を受けている。

また、市民政局が発行する商工クラブ登記証の有効期限は、理事会の任期と同じ1年となっているが、執行機構責任者の実際の任期と合わせて、複数年への変更を要望する。

⑥1 商工クラブの年会費収入の非課税化

商工クラブは、外国商会組織と同等であるが、社会团体である中国日本商会では非課税となる会員の年会費が、民営非企業組織である商工クラブでは課税となっている。商工クラブの事業活動は、会員企業の中国でのビジネスの発展・拡大に資するものであり、課税されることによる活動資金の減少は、会員の活動を制限することになる。については、社会团体と同様に商工クラブの年会費は非課税とすることを要望する。